

堺市上下水道局統計取扱規程等の一部を改正する規程

(堺市上下水道局統計取扱規程の一部改正)

第1条 堺市上下水道局統計取扱規程（昭和31年水道事業所管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「事業サポート課」を「総務課」に改める。

(堺市上下水道局安全衛生委員会規程の一部改正)

第2条 堺市上下水道局安全衛生委員会規程（昭和59年水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「サービス推進部長」を「総務部長」に改める。

第7条第1項中「事業サポート課」を「総務課」に改める。

(堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規程の一部改正)

第3条 堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規程（平成16年上下水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「サービス推進部」を「サービス管理部」に改める。

(堺市上下水道局法規主任設置規程の一部改正)

第4条 堺市上下水道局法規主任設置規程（平成16年上下水道局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3条第1項中「事業サポート課」を「総務課」に改める。

第4条及び第5条中「事業サポート課長」を「総務課長」に改める。

第6条中「サービス推進部長」を「総務部長」に改める。

(堺市上下水道局における職員の併任等に関する規程の一部改正)

第5条 堺市上下水道局における職員の併任等に関する規程（平成21年上下水道局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条第2項中「事業サポート課」を「総務課」に改める。

(堺市上下水道局庁舎管理規程の一部改正)

第6条 堺市上下水道局庁舎管理規程（平成22年上下水道局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「サービス推進部長」を「総務部長」に改め、同条第3項の表中「事業サポート課長」を「総務課長」に改める。

第13条中「サービス推進部長」を「総務部長」に改める。

様式第1号の注書第6項中「現状回復」を「原状回復」に改める。

(堺市上下水道局公有財産規程の一部改正)

第7条 堺市上下水道局公有財産規程（平成25年上下水道局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書、第7条第3項及び第9条中「理財・会計担当課長」を「理

財・会計課長」に改める。

第10条第1項中「サービス推進部長」を「総務部長」に改め、同条第2項中「理財・会計担当課長」を「理財・会計課長」に改める。

第18条中「理財・会計担当課長」を「理財・会計課長」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。